

兵庫県公立大学法人教職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年法人規程第25号。以下「教職員就業規程」という。)第29条及び兵庫県公立大学法人再雇用教職員就業規程(平成25年法人規程第26号。以下「再雇用規程」という。)第11条に基づき、給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「教職員」とは、教職員就業規程第3条1項及び第2項に規定する教職員及び再雇用規程第1条に規定する再雇用教職員(以下「再雇用教職員」という。)をいう。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(給与の支払い)

第3条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令に別段の定め又は労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、法人が必要と認めたときは、教職員から自己名義の預貯金口座への振込の申出により振込みの方法により支払うことができる

3 教職員が死亡した場合において、その者に支払うべき給与でまだ支払っていないものがあるときは、その支払っていない給与を受ける権利は、その者の相続人が承継する。

(給与の種類)

第4条 教職員の給与は、給料、給料の調整額及び手当とする。

2 手当の種類は次に掲げるものとする。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 初任給調整手当
- (5) 通勤手当
- (6) 単身赴任手当
- (7) 管理職手当

- (8) 特殊勤務手当
- (9) 超過勤務手当
- (10) 夜間勤務手当
- (11) 宿日直手当
- (12) 管理教職員特別勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当
- (15) へき地手当（これに準ずる手当を含む。）
- (16) 義務教育等教員特別手当

(給料)

第5条 教職員には兵庫県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（法人規程第42号。以下「勤務時間等規程」という。）第10条第1項で規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務又は再雇用規程第5条で規定する正規の勤務時間に比して短い時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表)

第6条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるものとする。

- (1) 一般職給料表（別表第1）
- (2) 大学教育職給料表（別表第2）
- (3) 高等学校教育職給料表（別表第3）
- (4) 中学校教育職給料表（別表第4）
- (5) 看護職給料表（別表第5）
- (6) 技能労務職給料表（別表第6）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、等級別基準職務表に定めるとおりとする。

3 前項の等級別基準職務表の種類は、当該教職員に適用される給料表の別に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職給料表級別基準職務表（別表第7）
- (2) 大学教育職給料表級別基準職務表（別表第8）
- (3) 高等学校教育職等級別基準職務表（別表第9）
- (4) 中学校教育職等級別基準職務表（別表第10）
- (5) 看護職給料表級別基準職務表（別表第11）

- 4 前2項に定めるもののほか、教職員の職務の分類に関して必要な事項は、別に定める。

(職務の級の定数及び職務の級の決定)

第7条 法人は、前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内において職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 教職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内において別に定める資格の基準に従い決定する。

(初任給並びに昇格及び降格に伴う号給の決定)

第8条 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定めるところにより決定するものとする。

- 2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合又は一の職から給料表の適用を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給)

第9条 教職員の昇給は、別で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 教職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから同日前1年間の全部を良好な成績で勤務した教職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させる場合の号給数は、4号給(一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するもの(これらの教職員のうち、別に定める教職員に限る。)にあつては、3号給)とすることを標準として、別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する教職員は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 技能労務職給料表が適用される教職員については、前項中「55歳に達した日」を「57歳に達した日」とする。
- 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 教職員の昇給は、予算の範囲内において行わなければならない。

- 7 教職員が生命の危険をおかして職務を遂行し、そのために危篤となり、若しくは身体若しくは精神に著しい障害がある状態となった場合又は法人が別に定める理由に該当し、その勤務成績が特に優秀である場合においては、昇給日以外の日においても、その者の現に受けている号給より上位の号給に昇給させることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関して必要な事項は、別に定める。

(復職者等の号給の調整)

第 10 条 教職員就業規程第 15 条に規定する休職又は勤務時間等規程第 19 条に規定する病気休暇若しくは勤務時間等規程第 21 条第 1 項に規定する介護休暇のため勤務しなかった教職員が、復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の教職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(再雇用教職員の給料月額)

第 11 条 再雇用教職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再雇用規程第 5 条に規定する短時間勤務の再雇用教職員の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に同規程第 13 条の規定により定められたその者の 1 週間当たりの勤務時間を勤務時間等規程第 3 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(給与の支給日及び支給方法)

第 12 条 給料は、月の 1 日から末日までの期間についてその月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、月の 16 日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日とする。

- (1) 月の 16 日が日曜日に当たる場合 その月の 14 日
- (2) 月の 16 日が土曜日に当たる場合（次号に掲げる場合を除く。）その月の 15 日
- (3) 月の 16 日が土曜日でその前日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。次号において同じ。）に当たる場合 その月の 14 日
- (4) 月の 16 日が休日に当たる場合 その月の 17 日

3 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の各号に定める日とする。ただし、その日が

日曜日に当たるときは、その日の前々日とし、その日が土曜日に当たるときは、その前日に支給する。

(1) 6月に支給するもの 6月30日

(2) 12月に支給するもの 12月10日

- 4 地域手当、初任給調整手当及び管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 5 扶養手当、住居手当、及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給できないときは、その日後において支給する。
- 6 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日までに支給する。
- 7 超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理教職員特別勤務手当は勤務した月の翌月の給料の支給日までに支給する。ただし、12月1日から同月15日までの間に係るこれらの実績の支給については、同月21日以後において仮払いすることができるものとする。
- 8 通勤手当の支給方法は、別に定める。

(非常時払)

第13条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、その者にその日までの給与をすみやかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき

(3) その他法人が特に必要と認めるとき

(給料の支給)

第14条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した者が即日教職員になった場合においては、その日の翌日から給料を支給する。

2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。

3 教職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から勤務時間等規程第7条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）(当該週休日に係る勤務時間等規程第9条に規定する週休日の振替を割り振られた場合は、当該週休日に代わる日)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

5 前各項に定めるもののほか、給料の支給の方法に関して必要な事項は、別に定める。

(給料の調整額)

第 15 条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にある教職員で別に定めるものには、給料月額額の 100 分の 25 を超えない範囲で別に定める額を給料の調整額として、給料の支給に準じて支給する。

(教職調整額)

第 15 条の 2 職員のうちその属する職務の級が第 6 条第 1 項第 3 号の高等学校教育職給料表又は同項第 4 号の中学校教育職給料表の 3 級、2 級又は 1 級である者には、給料月額に 100 分の 4 を乗じて得た額を教職調整額として支給する。

(扶養手当)

第 16 条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 10 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別で定める教職員(以下「一般職 10 級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の方途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 身体又は精神に著しい障害のある者

3 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別で定める教職員(以下「一般職 9 級職員等」という。)にあつては、3,500 円)とし、前項第 2 号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1 人につき 10,000 円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達

する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、扶養手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

（扶養の届出）

第17条 新たに教職員となった者に扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を法人に届け出るものとする。

- （1） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- （2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

（扶養手当の支給方法等）

第18条 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がいる場合においてはその者が教職員となった日、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同条第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職10級以上職員等以外の教職員から一般職10級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等となった日、

扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職 10 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に前条第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職 10 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがある一般職 10 級以上職員等が一般職 10 級以上職員等以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある一般職 9 級職員等が一般職 9 級職員等及び一般職 10 級以上職員等以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがある教職員で一般職 10 級以上職員等以外のものが一般職 10 級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条の規定による届出に係るものがある教職員で一般職 9 級職員等及び一般職 10 級以上職員等以外のものが一般職 9 級職員等となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第 19 条 地域手当は、別に定める地域に所在する勤務場所に勤務する教職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1 級地 100 分の 9.4

- (2) 2級地 100分の6.4
 - (3) 3級地 100分の4.4
- 3 前項の地域手当の級地は、別に定める。
- 4 第1項に規定する別に定める地域に引続き6箇月を超えて勤務する教職員がその勤務する地域を異にして異動した場合又はこれらの教職員の在勤する勤務場所が移転した場合において、当該異動の直後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域にかかる地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、異動等を円滑に行うため、当該異動の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該職員が当該異動の日から2年を経過するまでの間にさらに在勤する地域又は勤務場所等を異にして異動した場合その他別に定める場合における当該教職員に対して支給する地域手当の額については別に定めるところによる。
- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が第19条第2項第1号に定める割合を超えるときは同号に定める割合とし、当該異動の日以後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等前の支給割合とする。次号において同じ。）
 - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 5 国家公務員、地方公務員又はその他これらに準ずるものとして法人が認める者（以下「教職員以外の法人教職員等」という。）であった者が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。その際の当該異動の日の前日に勤務していた地域に係る地域手当の支給割合は、職員の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号。以下「給与条例」という。）第16条の2、公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。以下「公立学校給与条例」という。）第18条の2の規定による。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第 20 条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人又は兵庫県から貸与された住宅（以下「教職員住宅」という。）に居住し、使用料を支払っている教職員その他別に定める住宅を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 23,000 円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額

(2) 23,000 円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円）を 11,000 円に加算した額

3 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

（初任給調整手当）

第 21 条 初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で別に定めるものに新たに採用された教職員に対して、月額 50,800 円を超えない範囲内の額を、採用の日から 35 年以内の期間、採用の日から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の支給を受ける教職員の範囲、支給期間、額及び支給の方法に関して必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第 22 条 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員で通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる教職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員で通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員で通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額と55,000円との差額の2分の1の額（その差額の2分の1の額が4,000円を超えるときは、4,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用規程第5条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「短時間勤務教職員」という。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 通勤距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 通勤距離が片道 30 キロメートル以内である教職員 18,700 円

(3) 前項第 3 号に掲げる教職員 通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、次に掲げる額の合計額、第 1 号に定める額又は前号に定める額

ア 前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、交通機関等又は自動車等に係る通勤手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1 箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 の額（その差額の 2 分の 1 の額が 4,000 円を超えるときは、4,000 円）を 55,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

イ 通勤のために使用する自動車等を駐車するための駐車場で別で定めるもの（以下このイにおいて「駐車場」という。）を利用してその料金（以下このイにおいて「駐車料金」という。）を負担する場合にあっては、支給単位期間につき、別で定めるところにより算出した支給単位期間の駐車料金の額の 2 分の 1 に相当する額（ア）において「駐車料金 2 分の 1 相当額」という。）（次のア）又は（イ）に掲げるときにあっては、当該（ア）又は（イ）に定める額）

（ア） 駐車料金 2 分の 1 相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（（イ）において「1 箇月当たりの駐車料金 2 分の 1 相当額」という。）が自動車等の種別に応じて 3,000 円を超えない範囲内において別で定める額（以下この（ア）及び（イ）において「支給上限額」という。）を超えるとき（（イ）に掲げるときを除く。） 支給単位期間につき、支給上限額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

（イ） 2 以上の駐車場を利用するものとして駐車料金の額を算出するとき 次の a 又は b に掲げる区分に応じ、当該 a 又は b に定める額

a 1 箇月当たりの駐車料金 2 分の 1 相当額（1 箇月当たりの駐車料金 2 分の 1 相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額）の合計額が 6,000 円以下のとき 支給単位期間につき、駐車料金 2 分の 1 相当額（1 箇月当たりの駐車料金 2 分の 1 相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額に支給単位期間の月数を乗じて得た額）

b 1 箇月当たりの駐車料金 2 分の 1 相当額（1 箇月当たりの駐車料金 2 分の 1 相当額が支給上限額を超えるときは、支給上限額）の合計額が 6,000 円を超えるとき 駐車場に係る通勤手当の支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

3 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる教職員で別に定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道

等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が30,000円を超えるときは、支給単位期間につき、30,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が30,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員のうち、交通機関を利用してする通勤のため、別に定める橋その他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る運賃(以下「特定運賃」という。)を負担することを常例とする教職員(別に定める教職員を除く。)の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特定運賃の額に相当する額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前2項の規定による額

5 通勤手当を支給された教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

7 前各項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関して必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第 23 条 単身赴任手当は勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000 円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した交通距離が 100 キロメートル以上である教職員にあつては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で別に定める額を加算した額）とする。
- 3 教職員以外の法人教職員等であつた者から、引き続き教職員となった者のうち、第 1 項の規定による単身赴任手当を支給される教職員と同様の状況にあるとみとめられる教職員（採用の事情等を考慮して法人が認める教職員に限る。）その他同項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前 2 項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前各項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給に関する事項その他単身赴任手当の支給に関して必要な事項は、別に定める。

（管理職手当）

第 24 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうちその特殊性に基づき別に定める職にある教職員に対して支給する。

- 2 管理職手当の月額は給料月額 100 分の 25 を超えない範囲内において、別に定める。

（特殊勤務手当）

第 25 条 特殊勤務手当は、著しく困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

（超過勤務手当）

第 26 条 超過勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員に対して、その勤務した全時間について支給する。勤務時間等規程第 14 条に規定す

る休日（勤務時間等規程第 15 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）等において、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた教職員についても、また同様とする。

- 2 超過勤務の額は、前項に規定するその勤務した 1 時間につき、第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額 100 分の 125（週休日、国民の祝日及び年末年始の休日の時間外勤務の場合、100 分の 135）を乗じて得た額とする。
- 3 前項に定める場合であって、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下「深夜」という。）である教職員には、当該深夜の時間について勤務 1 時間につき、第 28 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じた額を前項に定める額に加算して支給する。
- 4 短時間勤務教職員が、所定の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の「100 分の 125」については、「100 分の 100」とする。
- 5 前 4 項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 9 条により、あらかじめ勤務時間等規程第 7 条 2 項又は第 8 条の規定により割り振られた勤務時間（以下「割振り変更前の所定の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、その勤務した時間 1 時間につき、勤務時間 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 6 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務（勤務時間等規程第 7 条第 1 項、第 8 及び第 9 条の規定に基づく週休日における勤務のうち別に定めるものを除く。）の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた教職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 2 項から第 4 項の規定にかかわらず、その勤務した時間 1 時間につき、第 28 条で定める勤務時間 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 7 勤務時間等規程第 12 条第 1 項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該間 1 時間につき、第 28 条で定める勤務時間 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 2 項に規定する割合（その時間が午後 10 時か

ら翌日の午前5時までの間である場合は、第3項に規定する割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

- 8 第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用が有る場合における該当時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(夜間勤務手当)

第27条 夜間勤務手当は所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した教職員に対して、その勤務した全時間に対して支給する。

- 2 勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額とする。

(超過勤務等の計算の基礎となる1時間当たりの給与額の算出)

第28条 勤務時間1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次の各号に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数(短時間勤務教職員にあっては、当該乗じて得た数に、勤務時間等規程第3条第2項及び第3項並びに再雇用規程第13条の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数)を減じたもので除して得た額(円未満の端数は1円とする。)とする。

- (1) 地域手当(給料の月額に対するものに限る。)
- (2) 初任給調整手当
- (3) 管理職手当
- (4) 特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)

(宿日直手当)

第29条 宿日直手当は、勤務時間等規程第10条第1項に掲げる勤務を命ぜられた教職員に対して、当該勤務について支給する。

- 2 前項の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき、4,400円(別に定める管理又は指導の業務その他特殊な業務を主として行う宿直勤務又は日直勤務にあっては、7,400円)とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額とする。

(管理教職員特別勤務手当)

- 第 30 条** 管理教職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の必要により週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務したときに、その者に対して支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、管理職手当を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときに、その者に対して管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 第 1 項に規定するとき 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）
- (2) 前項に規定するとき 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において別に定める額
- 4 前 3 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当に支給に関して必要な事項は別に定める。

(超過勤務手当に関する規定の適用除外)

- 第 31 条** 第 26 条の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。
- (1) 管理職手当を受ける教職員（次号に掲げる者を除く。）
- (2) 教職員のうち第 6 条第 1 項第 3 号の高等学校教育職給料表又は同項第 4 号の中学校教育職給料表の適用を受ける者
- 2 前項の規定に関わらず、第 1 号の者については、第 26 条第 3 項の規定を適用する。

(期末手当)

- 第 32 条** 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 34 条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれの基準日の属する月の第 12 条第 3 項に定める日（次条及び 34 条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 122.5（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が 8 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、別に定める教職員に限る。以下「特定幹部教職員」という。）にあつては、100 分の 102.5）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるそ

の者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
 - (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
 - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
 - (4) 3 箇月未満 100 分の 30
- 3 再雇用教職員に対する前項の適用については、同項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 68.75」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 58.75」とする。
- 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。)において教職員が受けるべき給料、給料の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の職階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第 33 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規程第39条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に教職員就業規程第24条第1項の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられたもの

第 34 条 支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日ま

で離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人の運営に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人構内の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他 これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 5 前項の規定は、法人が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 6 法人は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の第12条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち再雇用教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部教職員にあっては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に、100分の48.75（特定幹部教職員にあっては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第32条第5項の規定は、第2項及び第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第33条中「前条第1項」とあるのは、「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する第12条第3項で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(へき地手当)

第 35 条の 2 へき地手当（これに準ずる手当を含む。）は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する組織等に勤務する教職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する手当の支給を受ける教職員の範囲、額及び支給の方法は、別に定める。

(義務教育等教員特別手当)

第 35 条の 3 義務教育等教員特別手当は、職員のうち第 6 条第 1 項第 4 号の中学校教育職給料表の適用を受ける者に対して支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額、8,200 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再雇用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、別に定める。
- 3 職員のうち第 6 条第 1 項第 3 号の高等学校教育職給料表の適用を受ける者については、第 1 項に規定する職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(再雇用教職員についての適用除外)

第 36 条 第 4 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 15 号、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条並びに第 35 条の 2 の規定は、再雇用教職員には適用しない。

(給与の減額)

第 37 条 教職員が正規の勤務時間（短時間勤務の再雇用教職員にあつては定められた勤務時間）中に勤務しない場合においては、次に掲げる時間、日又は期間を除き、その勤務しない時間 1 時間につき、給料の月額、給料の調整額及び給料の月額に対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

- (1) 勤務時間等規程第 12 条に規定する超勤代休時間
- (2) 勤務時間等規程第 14 条に規定する休日（勤務時間等規程第 15 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した教職員にあつては、当該休日に代わる代休日。）
- (3) 勤務時間等規程第 18 条に規定する年次休暇の期間
- (4) 勤務時間等規程第 19 条に規定する病気休暇の期間
- (5) 勤務時間等規程第 20 条に規定する特別休暇の期間（同条第 2 項に規定する

期間を除く。)

- (6) 前各号に掲げるもののほか、教職員に支給すべき給与の額から控除しないことについて正当な理由があるものとして別に定める場合にあっては、別に定める期間

(給料の不支給)

- 第 38 条** 前条の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下この項及び次条第 1 項において同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、勤務時間等規程第 19 条に規定する病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料を支給しない。ただし、別に定める手当の算定については、当該教職員に給料の支給があるものとした場合にその者が受けるべき給料の額をその算定の基礎となる給料の額とする。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

- 第 39 条** 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、教職員就業規程第 15 条第 1 項第 1 号の規定に該当し休職されたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 教職員が結核性疾患にかかり、教職員が教職員就業規程第 15 条第 1 項第 1 号の規定に該当し休職されたときは、その休職期間が満 2 年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 3 教職員が、前 2 項以外の心身の故障により、教職員就業規程第 15 条第 1 項第 1 号の規程に該当し休職された場合においては、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 教職員が教職員就業規程第 15 条第 1 項第 2 号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 教職員が教職員就業規程第 15 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、前各項との均衡を考慮し、給料等のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。
- 6 休職された教職員には、前 5 項に定める給与のほか、いかなる給与も支給しない。
- 7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する教職員が、これらの規定に規定する期間内で

第 32 条第 1 項に規定する基準日前 1 月以内に退職し、又は死亡したときは、第 12 条第 3 項に定める日に、それぞれ第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。

- 8 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第 33 条及び第 34 条の規定を準用する。この場合において、第 33 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 39 条第 7 項」と読み替えるものとする。

(育児短時間教職員等の給与の特例)

第 40 条 勤務時間等規程第 2 条に規定する育児短時間勤務教職員にかかる給与の特例は別に定める。

(給与の改定)

第 41 条 給与は、法人の業務の実績及び社会一般の情勢に応じて、改定することができる。

(補則)

第 42 条 この規程の実施に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(承継教職員の給与)

- 2 施行日の前日に給与条例第 8 条、公立学校給与条例第 8 条及び兵庫県単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和 35 年兵庫県規則第 16 号。以下「単純労務職員給与規則」という。）第 3 条に規定する給料表の適用を受けていた教職員で施行日に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 59 条第 2 項の適用を受けたもの（以下「承継教職員」という。）の施行日における第 6 条に規定する給料表は、次の表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ同表の右欄に掲げる給料表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

給与条例第 8 条 行政職給料表	一般職給料表
公立学校給与条例第 8 条 大学教育職給料表	教育職給料表
給与条例第 8 条 看護職給料表	看護職給料表

単純労務職員給与規則第3条 技能労務職給料表	技能労務職給料表
---------------------------	----------

- 3 承継教職員等の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、当該教職員が施行日の前日に受けていた職務の級及び号給と同一の職務の級及び号給とする。
- 4 法人の認定を必要とする承継教職員の手当のうち、施行日の前日以前に兵庫県知事の認定があったものについては、施行日に法人の認定があったものとみなすものとする。ただし施行日の前日付で支給が終了するものを除く。
- 5 施行日以後最初に行われる承継教職員に係る第9条の昇給に係る同条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く兵庫県職員としての在職期間に係る当該教職員の勤務成績を同条の勤務成績とみなす。
- 6 平成25年6月1日を基準日とする承継教職員の期末手当及び勤勉手当の支給に係る第32条及び35条の規定の適用については、設立日の前日までの引き続く兵庫県職員としての在職期間は、第32条及び第35条の在職期間及び勤務期間とみなす。
- 7 承継教職員で、設立日の前日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年兵庫県条例第10号。以下「改正条例」という。）附則第8項から第10項の規定による給料を支給されていたものには、この規程による給料月額のほか、従前の例により計算した給料を支給する。
- 8 承継教職員で、法人設立前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第39号。）附則第8項の規定が適用されていた教職員について、病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて勤務しない日につき、給料を半減する。
（特定日以後の給料月額の特例）
- 9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が満60歳（令和 年 月 日改正前の教職員就業規程第22条第1項第3号に掲げる職員にあつては満63歳）に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条から第11条までの規定により当該職員の属する級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70（教職員就業規程第13条の3第1項又は第2項の規定により同規程第13条の2第1項に規定する異動期間が延長された管理監督職を占める職員にあつては、100分の70から100分の100までの範囲で理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。第11項において同じ。）とする。
- 10 前項の規定は、教職員就業規程第22条の2第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同規程第20条第2号に掲げる定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）には適用しない。

（管理監督職勤務上限年齢調整額）

11 教職員就業規程第 13 条の 2 第 1 項に規定する他の職に降任された職員であって、当該他の職に降任された日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 9 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

12 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

（管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額）

13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 9 項の適用を受ける職員に限り、附則第 11 項に規定する職員を除く。）であって、附則第 11 項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける給料月額のほか、同項の規定に準じて別に定めるところにより算出した額を給料として支給する。

（読替規定）

14 附則第 11 項又は第 13 項の規定による給料を支給される職員に対する第 32 条第 5 項（第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 11 項又は第 13 項の規定による給料の額との合計額」とする。

（住居手当の特例）

15 当分の間、第 20 条第 2 項第 2 号中「16,000 円」とあるのは、「17,000 円」とする。

（通勤手当の特例）

16 第 22 条第 1 項第 3 号に掲げる教職員のうち、自動車等を使用してする通勤のため、橋等を利用し、当該利用に係る料金を負担することを常例とする教職員の通勤手当に係る同条第 2 項第 3 号の規定の適用については、別に定める日までの間、同号ア中「4,000 円」とあるのは、「20,000 円」とする。

17 前項に規定する別に定める日までの間の通勤手当に係る第 22 条第 3 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（附則第 16 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

18 附則第 16 項に規定する別に定める日までの間の通勤手当に係る第 22 条第 4 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項（附則第 17 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（管理職手当の特例）

19 管理職手当の月額、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 24 条の規定により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。

(1) 次に掲げる職員 100 分の 12

ア 一般職給料表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が 8 級以上であるもの

イ 大学教育職給料表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が 3 級以上であるもの

ウ 高等学校教育職給料表又は中学校教育職給料表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が 5 級であるもの

(2) 前号に掲げる教職員以外の教職員 100 分の 8

（単身赴任手当に関する特例）

20 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における第 23 条第 2 項の規定の適用については、この規定中「30,000 円」とあるのは、「30,000 円を超えない範囲内で別に定める額」とする。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 25 年 12 月 13 日から施行する。ただし、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の改正規定については平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 1 日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、附則 17 項並びに公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項の規定及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年 12 月 20 日兵庫県条例第 45 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき兵庫県から法人に派遣される教職員の取り扱いについては理事長が別に定める日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(給料に関する経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる教職員には、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員のうち、平成 18 年 3 月 31 日から引き続き同一の給料表の適用を受けている職員であって、同日後においてその者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達したことがないものには、平成 32 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を減じて得た額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
 - (1) 現給保障基準額
 - (2) 現給保障基準額から次に掲げる額のうちいずれか高い額を減じて得た額の 4 分の 1 に相当する額
 - ア 現給保障基準額を平成 18 年 3 月 31 日においてその者の受けていた給料月額で除して得た数に平成 20 年 3 月 31 日においてその者の受けていた給料月額を乗じて得た額
 - イ 切替日の前日においてその者の受けていた給料月額
 - ウ その者の受ける給料月額
- 4 附則第 9 項の給料月額には、前 2 項の規定により支給される給料の額を含む。

附 則（平成 28 年 2 月 3 日改正）

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 2 月 3 日から施行する。ただし平成 27 年 4 月 1 日から適用す

る。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 16 日改正）

（施行期日）

1 この規程は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。ただし、次の各号に定める日から適用する。

（1） 第 16 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条及び第 18 条の改正規定 平成 29 年 4 月 1 日

（2） 前号以外の規定 平成 28 年 4 月 1 日

（扶養手当に関する経過措置）

2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 16 条第 1 項ただし書及び第 18 条第 2 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第 16 条 第 3 項	扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別で定める教職員（以下「一般職 9 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）とし、前項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円	前項第 1 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円とし、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とし、同項第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）
第 17 条	扶養親族（一般職 10 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 10 級以上職員等から一般職 10 級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族

	その旨	その旨（新たに教職員となった者に扶養親族たる父母等がある場合又は教職員に新たに扶養親族たる父母等としての要件を具備するに至った者がある場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
	<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</p>	<p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(3) 扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合又は教職員に扶養親族たる子がある場合を除く。）</p> <p>(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</p>
第18条第1項	<p>扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）</p> <p>なった日、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等以外の教職</p>	<p>扶養親族</p> <p>なった日</p>

	員となった日	
	同条の規定による届出に係るものがない場合	前条の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、一般職10級以上職員等以外の教職員から一般職10級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等となった日	死亡した日
第18条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第7号
	においては、その事実	又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定

第18条第2項第2号	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
------------	------------------------------------	------

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第16条第1項ただし書及び第18条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第16条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族
	（一般政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして別で定める教職員（以下「一般職9級職員等」という。）にあつては、3,500円）とし、前項第2号	とし、同項第2号
第17条	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
第17条第1号	場合（一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第17条第2号	場合及び一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合	場合
第18条第1項	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等	なった日

	がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等以外の教職員となった日	
	同条の規定による届出に係るものがない場合	前条の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、一般職10級以上職員等以外の教職員から一般職10級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等となった日	死亡した日
第18条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第18条第2項第2号	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第16条第1項ただし書並びに第18条第2項第3号及び第5号の規定は適用せず、次の表の左欄に掲げる改正後の給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

第16条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	が9級	が9级以上
	一般職9級職員等	一般職9级以上職員等
	前項第2号	同項第2号
第17条	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員とな	扶養親族

	った教職員に扶養親族たる配偶者、父母等	
第17条第1号	場合（一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第17条第2号	場合及び一般職10級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合	場合
第18条第1項	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なった日、一般職10級以上職員等から一般職10級以上職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等以外の教職員となった日	なった日
	同条の規定による届出に係るものがない場合	前条の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、一般職10級以上職員等以外の職員から一般職10級以上職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職10級以上職員等となった日	死亡した日
第18条第2項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号
	第1号又は第3号	第1号
第18条第2項第2号	扶養親族（一般職10級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
第18条第2	一般職9級職員等が一般職9	一般職9級以上職員等が一般

項第4号	級職員等及び一般職10級以上職員等	職9級以上職員等
第18条第2項第6号	一般職9級職員等及び一般職10級以上職員等	一般職9級以上職員等
	が一般職9級職員等	が一般職9級以上職員等

(給料月額の特例)

5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、別表第1から別表第6までの規定の適用については、別表第1備考中「適用する」とあるのは「適用し、これらの職員のうち、その職務の級が7級以下である職員の給料月額は、この表の額に800円をそれぞれ加算した額とする」と、別表2備考中「適用する」とあるのは、「適用し、これらの職員のうち、その職務の級が3級以下である職員の給料月額は、この表の額に800円をそれぞれ加算した額とする」と、別表第3備考2中「7,700円」とあるのは「8,500円」と、「とする」とあるのは「とし、その職務の級が3級以下である職員の給料月額は、この表の額に800円をそれぞれ加算した額とする」と、別表第4備考2中「7,500円」とあるのは「8,300円」と、「とする」とあるのは、「とし、その職務の級が3級以下である職員の給料月額は、この表の額に800円をそれぞれ加算した額とする」と、別表第5備考中「適用する」とあるのは「適用し、これらの職員のうち、その職務の級が5級以下である職員の給料月額は、この表の額に800円をそれぞれ加算した額とする」とする。この場合における平成25年改正附則第9項の規定の適用については、同項中「含む。）」とあるのは「含む。」及び附則第5項」とする。

附 則 (平成29年3月31日改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 公立大学法人兵庫県立大学組織規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第25号。）第8条の2に規定する附属高等学校及び附属中学校における給与に関しては、当分の間、この規定に定めるところに抵触しない限りにおいて、兵庫県公立学校教職員給与関係規程及び兵庫県教育関係通知を準用するものとする。

附 則 (平成29年12月15日改正)

(施行期日)

この規程は、平成29年12月15日から施行する。ただし、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年4月1日改正)

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 12 月 14 日改正)

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 12 月 14 日から施行する。ただし、次の各項に定める日から適用する。

- 1 第 22 条の改正規定 平成 31 年 1 月 1 日
- 2 第 32 条の改正規定 平成 31 年 4 月 1 日
- 3 前 2 項以外の規定 平成 30 年 4 月 1 日

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日改正)

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 12 月 13 日改正)

(施行期日)

この規程は、令和元年 12 月 13 日から施行する。ただし、次の各項に定める日から適用する。

- 1 第 22 条の改正規定 令和 2 年 4 月 1 日
- 2 前項以外の規定 平成 31 年 4 月 1 日

附 則 (令和 2 年 3 月 30 日改正)

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 11 月 30 日改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この附則の第 2 項については、令和 2 年 11 月 30 日から適用する。

(期末手当の特例)

- 2 令和 2 年 12 月に支給する職員の期末手当に係る第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条同項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 110」とあるのは「100 分の 105」とする。

附 則 (令和 2 年 12 月 2 日改正)

(施行期日)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日改正）

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この附則の第2項については、令和3年11月30日から適用する。

(期末手当の特例)

- 2 令和3年12月に支給する教職員の期末手当に係る第32条第2項及び第3項の規定の適用については、同条同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の112.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の72.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

附 則（令和4年12月22日改正）

(施行期日)

この規程は、令和4年12月22日から施行する。ただし、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月27日改正）

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月22日改正）

(施行期日)

この改正は、令和5年12月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1 (第6条関係)

一般職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 雇 用 教 職 員 以 外 の 教 職 員	1	162,100	208,000	234,200	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	236,100	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	237,700	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	239,300	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	240,900	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	242,400	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	243,800	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	245,200	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	246,400	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	248,000	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	249,500	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	250,900	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	252,000	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	253,400	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	254,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	256,200	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	257,500	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	258,700	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	259,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	261,100	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	262,300	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	263,600	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	264,900	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	266,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	267,600	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	269,100	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	270,700	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	272,200	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	273,800	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	275,500	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	277,100	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	278,700	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	280,300	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	281,800	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
	35	210,600	254,100	283,300	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
	36	211,900	254,900	284,800	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
	37	213,200	255,600	285,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
	38	214,400	256,700	287,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
	39	215,600	257,900	289,000	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
	40	216,700	259,000	290,500	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
	41	217,800	260,200	291,900	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	293,500	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	529,500
	43	219,900	262,500	295,100	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	530,300
	44	220,900	263,600	296,700	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	530,900
	45	221,800	264,700	298,200	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	531,400
	46	222,700	265,800	299,800	351,300	371,700	398,700	440,300	470,500	
	47	223,600	266,900	301,300	352,700	372,600	399,400	440,700	470,900	
	48	224,500	267,900	302,800	354,200	373,400	400,100	441,400	471,200	
	49	225,400	268,900	304,400	355,700	374,200	400,700	441,900	471,500	
	50	226,300	269,900	306,000	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	307,600	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	309,100	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	310,000	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	311,500	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	313,000	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	314,600	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	316,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	317,800	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	319,300	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	320,800	365,300	381,700	404,700	445,900		

	61	234,500	280,000	322,200	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	323,400	366,300	382,800	405,300	446,600		
	63	235,800	281,900	324,500	367,000	383,400	405,600	446,900		
	64	236,300	282,800	325,600	367,700	384,000	405,900	447,200		
	65	236,800	283,300	326,300	368,000	384,400	406,200	447,500		
	66	237,300	284,000	327,200	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	328,000	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	328,800	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	329,600	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	330,000	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	330,600	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	331,300	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	332,100	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	332,800	373,100	388,900	408,600			
再	75	241,800	290,600	333,500	373,800	389,300	408,900			
雇	76	242,300	291,000	334,100	374,400	389,700	409,100			
用	77	242,800	291,200	334,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	335,200	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	335,700	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	336,300	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	336,600	376,900	391,000	410,300			
教	82	245,200	292,400	337,100	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	337,500	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	337,900	378,300	391,800	411,100			
職	85	246,400	293,200	338,300	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	338,800	379,200	392,300				
	87	247,200	293,800	339,300	379,600	392,600				
員	88	247,600	294,100	339,800	380,000	392,800				
	89	248,000	294,400	340,100	380,400	393,000				
以	90	248,500		340,500	380,900	393,300				
	91	248,800		341,000	381,300	393,600				
	92	249,100		341,400	381,700	393,800				
外	93	249,400		341,700	382,000	394,000				
	94			342,100	382,500	394,300				
	95			342,600	382,900	394,600				
	96			343,000	383,300	394,800				
	97			343,200	383,600	395,000				
教	98			343,600	384,100					
	99			344,100	384,500					
	100			344,500	384,900					
職	101			344,700	385,200					
	102			345,100						
	103			345,500						
員	104			345,800						
	105			346,100						
	106			346,500						
	107			346,900						
	108			347,300						
	109			347,800						
	110			348,200						
	111			348,600						
	112			349,000						
	113			349,500						
	114			349,900						
	115			350,200						
	116			350,500						
	117			351,000						
再雇用 教職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての教職員に適用する。

別表第2 (第6条関係)

大学教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	233,100	290,700	335,600	410,200
	2	235,400	293,300	338,500	412,500
	3	237,600	295,700	341,500	414,600
	4	239,600	298,000	344,500	416,700
	5	241,700	300,300	347,400	418,600
	6	243,400	302,600	349,800	421,000
	7	245,100	304,700	352,300	423,200
	8	246,900	306,900	354,700	425,500
	9	249,000	309,200	357,200	427,200
	10	251,300	311,600	359,800	429,700
	11	253,600	314,000	362,400	431,900
	12	255,600	316,400	365,200	434,100
	13	257,700	318,700	367,800	435,500
	14	260,100	320,700	369,500	437,700
	15	262,400	322,700	371,700	439,900
	16	264,700	324,400	373,900	442,200
	17	266,600	326,400	375,600	444,300
	18	269,400	328,200	377,600	446,600
	19	272,200	330,000	379,600	448,800
再	20	274,900	331,700	381,400	451,100
雇	21	277,600	333,100	383,200	453,100
用	22	280,200	335,500	384,700	455,400
教	23	282,700	337,600	385,900	457,800
職	24	285,100	339,800	387,100	460,100
員	25	287,500	341,600	388,200	462,100
以	26	290,000	343,500	389,900	464,200
外	27	292,400	345,600	391,600	466,300
の	28	294,900	347,700	393,300	468,400
教	29	297,300	349,600	395,000	470,400
職	30	299,600	351,500	396,600	472,700
員	31	301,800	353,300	398,000	474,900
	32	304,000	355,000	399,300	476,800
	33	306,200	356,900	400,900	478,700
	34	308,400	358,500	402,500	480,800
	35	310,900	360,000	404,000	483,000
	36	313,100	361,400	405,700	485,000
	37	315,400	362,800	406,800	487,100
	38	316,700	364,800	408,300	489,100
	39	318,300	366,700	409,800	491,000
	40	319,700	368,400	411,000	492,900
	41	321,100	370,100	411,900	494,900
	42	321,500	371,900	413,500	496,800
	43	321,900	373,500	415,000	498,500
	44	322,300	374,900	416,600	500,400
	45	322,900	376,600	417,900	502,300
	46	323,400	378,300	419,400	504,100
	47	324,200	379,800	420,800	505,900
	48	325,000	381,300	422,300	507,700
	49	325,600	382,800	423,600	509,400
	50	326,300	384,400	424,800	511,100
	51	327,000	385,900	426,100	512,900
	52	327,700	387,500	427,300	514,800
	53	328,700	388,600	428,000	516,300
	54	329,400	390,100	428,900	517,900
	55	329,800	391,500	429,800	519,600
	56	330,400	393,100	430,700	521,200
	57	330,800	394,400	431,500	522,800
	58	331,500	395,800	432,400	524,100
	59	332,200	397,100	433,300	525,400
	60	332,800	398,400	434,100	526,600
	61	333,500	399,600	434,800	527,800
	62	334,400	401,000	435,700	528,800
	63	335,300	402,400	436,700	529,800

	64	336,100	403,800	437,600	530,800
	65	336,800	404,800	438,500	531,400
	66	337,800	405,900	439,400	532,300
	67	338,500	406,900	440,400	533,200
	68	339,500	408,000	441,300	534,100
	69	340,100	408,900	442,300	535,000
	70	341,000	409,700	443,300	535,800
	71	341,900	410,500	444,200	536,500
	72	342,800	411,200	445,200	537,000
	73	343,100	411,900	446,200	537,700
	74	344,100	412,800	447,100	538,200
	75	345,100	413,600	448,000	539,000
	76	346,100	414,300	449,000	539,600
	77	347,100	414,900	449,800	540,100
	78	348,000	415,300	450,300	540,600
	79	348,900	415,600	451,000	541,400
	80	349,800	415,900	451,600	542,000
	81	350,700	416,200	452,400	542,500
	82	351,600	416,500	453,100	543,000
	83	352,500	416,700	453,400	543,800
	84	353,400	417,000	454,000	544,400
	85	354,000	417,200	454,400	544,900
	86	354,600	417,500	454,700	545,400
	87	355,200	417,800	455,000	546,200
	88	355,800	418,100	455,300	546,800
	89	356,300	418,300	455,600	547,300
	90	356,700	418,600	455,900	
	91	357,100	418,900	456,200	
	92	357,500	419,200	456,500	
	93	357,900	419,400	456,800	
	94	358,300	419,700	457,100	
	95	358,800	420,000	457,400	
	96	359,200	420,300	457,700	
	97	359,800	420,500	458,000	
	98	360,300	420,800	458,300	
	99	360,700	421,100	458,600	
	100	361,200	421,300	458,900	
	101	361,600	421,500	459,200	
	102	362,100	421,800	459,500	
	103	362,400	422,100	459,800	
	104	362,800	422,300	460,100	
	105	363,300	422,500	460,400	
	106	363,700		460,700	
	107	364,200		461,000	
	108	364,700		461,300	
	109	365,100		461,600	
	110	365,600			
	111	366,100			
	112	366,500			
	113	366,900			
	114	367,300			
	115	367,800			
	116	368,200			
	117	368,600			
	118	369,000			
	119	369,500			
	120	369,900			
	121	370,200			
	122	370,600			
	123	371,100			
	124	371,400			
	125	371,800			
	126	372,300			
	127	372,800			
	128	373,200			
	129	373,600			
再雇用 教職員		283,800	294,800	316,800	401,000

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教、助手である教職員で別で定めるものに適用する。

別表第3 (第6条関係)

高等学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	177,200	193,400	284,500	337,600	418,700
	2	178,700	195,500	286,600	339,600	420,500
	3	180,300	197,600	288,700	341,600	422,300
	4	181,800	199,800	290,700	343,600	423,900
	5	183,400	201,900	292,700	345,600	425,400
	6	185,300	204,000	294,900	347,200	426,900
	7	187,100	206,100	297,100	348,800	428,700
	8	189,000	208,200	299,100	350,300	430,500
	9	190,700	210,400	301,100	351,800	432,200
	10	192,800	212,800	302,800	353,800	434,000
	11	194,800	215,100	304,600	355,800	435,900
	12	196,800	217,300	306,300	357,700	437,700
	13	198,800	219,700	307,900	359,600	439,400
	14	200,900	221,400	310,300	361,500	441,300
	15	203,000	222,900	312,600	363,300	443,100
	16	205,100	224,400	315,100	364,900	445,000
	17	207,300	226,100	317,200	366,500	446,700
	18	209,400	227,400	319,400	368,300	448,500
	19	211,600	228,600	321,600	370,100	450,300
	20	213,500	229,900	323,900	371,900	452,100
	21	215,700	231,600	326,100	373,500	453,700
	22	217,300	233,300	328,200	375,400	455,400
	23	218,800	235,000	330,200	377,100	457,300
	24	220,300	236,600	332,100	378,800	459,000
	25	221,800	238,100	333,800	380,100	460,700
	26	223,000	240,100	335,300	381,900	462,300
	27	224,200	242,000	336,800	383,700	463,900
	28	225,500	243,900	338,500	385,600	465,400
	29	226,800	245,600	339,900	387,400	466,900
	30	228,300	248,000	342,000	389,200	468,200
	31	229,900	250,400	344,200	391,100	469,500
	32	231,300	252,800	346,100	393,000	470,800
	33	232,700	255,200	347,800	394,600	472,000
	34	234,400	257,600	349,700	396,300	472,700
	35	236,200	259,900	351,600	397,900	473,400
	36	237,700	262,100	353,500	399,600	474,100
	37	239,100	264,300	355,200	400,800	474,700
	38	240,600	266,500	357,200	402,200	475,400
	39	242,100	268,900	359,100	403,600	476,100
	40	243,600	271,000	361,100	405,000	476,800
	41	245,000	273,300	362,900	406,600	477,400
	42	246,300	275,600	364,900	408,000	478,100
	43	247,500	277,800	366,800	409,300	478,800
	44	248,600	279,900	368,600	410,700	479,500
	45	249,700	282,000	369,900	412,100	480,100
	46	250,900	284,200	371,700	413,400	480,800
	47	252,100	286,300	373,300	414,900	481,500
	48	253,100	288,200	375,000	416,400	482,200
	49	254,200	290,300	376,500	418,000	482,800
	50	255,500	292,000	378,100	419,400	483,500
	51	256,700	293,800	379,700	421,000	484,200
	52	258,000	295,500	381,200	422,500	484,900
	53	259,100	296,800	382,700	424,200	485,500
	54	260,300	298,800	384,400	425,700	486,200
	55	261,600	300,700	386,000	427,300	486,900
	56	262,600	302,700	387,600	428,900	487,600
	57	263,700	304,700	388,800	430,400	488,200
	58	264,400	306,800	390,300	431,900	
	59	265,400	309,000	391,600	433,100	
	60	266,400	311,200	393,100	434,300	
	61	267,300	313,300	394,500	435,500	
	62	268,100	315,600	395,900	436,800	
	63	268,900	317,800	397,300	438,100	
	64	269,700	319,900	398,800	439,300	
	65	270,800	322,000	400,100	440,500	
	66	272,100	323,500	401,000	441,700	
	67	273,400	325,000	402,200	442,900	
	68	274,700	326,500	403,400	444,100	
	69	275,900	328,200	404,600	445,300	
	70	277,100	330,200	405,800	446,500	
	71	278,300	332,200	407,000	447,700	
	72	279,500	334,100	408,200	448,900	
	73	280,500	335,900	409,100	450,000	
	74	281,500	337,900	410,300	450,600	
	75	282,500	339,900	411,400	451,100	
	76	283,400	341,800	412,600	451,600	
	77	284,300	343,500	413,600	452,100	
	78	285,200	345,500	414,600	452,700	
	79	286,100	347,500	415,600	453,200	
	80	287,000	349,500	416,500	453,700	
	81	287,800	351,300	417,200	454,200	
	82	288,900	353,200	418,000	454,800	
	83	289,900	355,100	418,900	455,300	
	84	290,900	357,000	419,700	455,800	

	85	291,900	358,600	420,100	456,300	
	86	292,900	360,500	420,700	456,900	
	87	293,900	362,300	421,100	457,400	
	88	294,900	364,200	421,700	457,900	
	89	296,000	366,000	422,300	458,400	
	90	297,100	367,700	422,600	459,000	
	91	298,200	369,300	422,800	459,500	
	92	299,200	370,900	423,000	460,000	
	93	299,700	372,300	423,100	460,500	
	94	300,700	373,800	423,300		
	95	301,800	375,200	423,600		
	96	303,000	376,500	423,800		
	97	304,000	377,600	424,100		
	98	305,100	379,000	424,400		
	99	306,100	380,400	424,700		
	100	307,100	381,700	424,900		
	101	307,900	382,900	425,200		
	102	309,000	384,200	425,500		
	103	310,000	385,300	425,800		
	104	311,000	386,500	426,100		
	105	311,600	387,700	426,400		
	106	312,500	388,800	426,700		
	107	313,300	390,000	427,000		
	108	314,100	391,200	427,300		
	109	314,800	392,600	427,600		
	110	315,200	393,600	427,900		
	111	315,600	394,600	428,200		
	112	316,100	395,600	428,500		
再	113	316,600	396,500	428,800		
雇	114	317,000	397,500	429,100		
用	115	317,500	398,600	429,400		
教	116	317,900	399,700	429,700		
職	117	318,400	400,400	430,000		
員	118	318,900	401,300	430,300		
以	119	319,300	402,200	430,600		
外	120	319,800	403,100	430,900		
の	121	320,300	403,900	431,200		
教	122	320,700	404,800			
職	123	321,200	405,600			
員	124	321,700	406,400			
以	125	322,300	407,000			
外	126	322,600	407,700			
の	127	322,900	408,400			
教	128	323,200	409,100			
職	129	323,400	409,700			
員	130	323,700	410,200			
	131	324,000	410,600			
	132	324,300	411,000			
	133	324,500	411,300			
	134	324,700	411,600			
	135	324,900	411,900			
	136	325,200	412,100			
	137	325,500	412,300			
	138	325,700	412,600			
	139	326,000	412,900			
	140	326,300	413,100			
	141	326,500	413,300			
	142	326,700	413,600			
	143	327,000	413,900			
	144	327,200	414,100			
	145	327,500	414,300			
	146	327,700	414,600			
	147	328,000	414,900			
	148	328,300	415,100			
	149	328,500	415,300			
	150	328,700	415,600			
	151	329,000	415,900			
	152	329,300	416,100			
	153	329,500	416,300			
	154	329,800	416,600			
	155	330,100	416,900			
	156	330,400	417,100			
	157	330,600	417,300			
	158	330,900	417,600			
	159	331,200	417,900			
	160	331,500	418,100			
	161	331,700	418,300			
	162	332,000	418,600			
	163	332,300	418,900			
	164	332,600	419,100			
	165	332,800	419,300			
	166	333,100	419,600			
	167	333,400	419,900			
	168	333,700	420,100			
	169	333,900	420,300			
再雇用 教職員		235,000	275,300	304,000	332,200	416,600

備考1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の教職員で別に定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である教職員の給料月額とは、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 雇 用 教 員 以 外 の 教 員	1	177,200	193,400	284,500	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	286,600	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	288,700	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	290,700	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	292,700	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	294,900	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	297,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	299,100	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	301,100	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	302,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	304,600	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	306,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	307,900	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	310,300	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	312,600	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	315,100	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	317,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	319,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	321,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	323,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	326,100	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	328,200	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	330,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	332,100	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	333,800	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	335,300	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	336,800	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	338,500	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	339,900	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	342,000	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	344,200	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	346,100	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	348,000	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	349,600	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	351,200	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	352,700	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	354,000	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	355,700	372,500	451,000
	39	241,300	268,900	357,300	373,800	451,500
	40	242,700	271,000	358,900	375,200	452,000
	41	244,000	273,300	360,700	376,300	452,500
	42	245,300	275,600	362,500	377,700	453,000
	43	246,500	277,800	363,900	379,100	453,500
	44	247,800	279,900	365,400	380,600	454,000
	45	249,100	282,000	366,500	382,000	454,500
	46	250,400	284,200	367,800	383,600	455,000
	47	251,600	286,300	369,200	385,100	455,500
	48	252,700	288,200	370,500	386,600	456,000
	49	253,800	290,300	371,800	387,900	456,500
	50	255,100	292,000	373,300	389,400	457,000
	51	256,400	293,800	374,800	390,800	457,500
	52	257,400	295,500	376,200	392,100	458,000
	53	258,500	296,800	377,400	393,300	458,500
	54	259,900	298,800	378,800	394,600	459,000
	55	260,900	300,700	380,100	395,700	459,500
	56	261,900	302,700	381,400	396,800	460,000
	57	262,900	304,700	382,100	398,000	460,500
	58	263,900	306,800	383,300	399,200	461,000
	59	264,900	309,000	384,400	400,400	461,500
	60	265,900	311,200	385,500	401,600	462,000
	61	266,800	313,300	386,200	402,700	462,500
	62	267,500	315,600	387,300	403,700	463,000
	63	268,200	317,800	388,300	405,000	463,500
	64	268,800	319,900	389,300	406,200	464,000
	65	269,500	322,000	390,400	407,400	464,500
	66	270,700	323,500	391,400	408,500	465,000
	67	271,800	325,000	392,500	409,600	465,500
	68	272,900	326,500	393,600	410,700	466,000
	69	274,200	328,200	394,400	411,700	466,500
	70	275,600	330,200	395,500	412,900	467,000
	71	276,800	332,200	396,600	414,100	467,500
	72	278,000	334,100	397,600	415,300	468,000
	73	278,800	335,900	398,600	416,500	468,500
	74	279,700	337,900	399,500	417,700	469,000
	75	280,700	339,800	400,500	418,900	469,500
	76	281,700	341,700	401,500	420,100	470,000
	77	282,600	343,400	402,300	421,300	470,500
	78	283,600	345,200	403,300	422,500	471,000
	79	284,700	346,900	404,200	423,700	471,500
	80	285,500	348,600	405,200	425,000	472,000
	81	286,300	350,400	405,900	426,200	472,500
	82	287,100	352,100	406,700	427,400	473,000
	83	287,900	353,500	407,400	428,600	473,500
	84	288,700	355,100	408,100	429,800	474,000
	85	289,600	356,300	408,600	431,000	474,500

	86	290,400	357,900	409,300	421,500	
	87	291,100	359,400	409,800	421,900	
	88	291,900	360,900	410,500	422,200	
	89	292,800	362,200	411,000	422,500	
	90	293,700	363,500	411,300	422,800	
	91	294,600	364,800	411,500	423,100	
	92	295,300	366,200	411,700	423,300	
	93	295,600	367,600	411,900	423,500	
	94	296,300	368,900	412,200	423,800	
	95	297,000	370,100	412,500	424,100	
	96	297,700	371,200	412,800	424,300	
	97	298,400	372,200	413,200	424,500	
	98	299,200	373,200	413,500	424,800	
	99	300,000	374,200	413,800	425,100	
	100	300,700	375,100	414,100	425,300	
	101	301,400	375,900	414,400	425,500	
	102	301,800	376,900	414,700	425,800	
	103	302,200	377,800	415,000	426,100	
	104	302,600	378,700	415,300	426,300	
再	105	302,800	379,500	415,600	426,500	
雇	106	303,100	380,400	415,900	426,800	
	107	303,400	381,300	416,200	427,100	
	108	303,600	382,200	416,500	427,300	
用	109	303,800	383,000	416,800	427,500	
	110	304,000	384,000	417,100	427,800	
	111	304,300	384,900	417,400	428,100	
	112	304,600	385,800	417,700	428,300	
教	113	304,800	386,400	418,000	428,500	
	114		387,300	418,300		
	115		388,200	418,600		
	116		389,100	418,900		
	117		389,900	419,200		
	118		390,600	419,500		
	119		391,400	419,800		
	120		392,200	420,100		
職	121		392,800	420,400		
	122		393,600	420,700		
	123		394,300	421,000		
	124		395,000	421,300		
	125		395,600	421,600		
員	126		396,300			
	127		396,800			
	128		397,400			
	129		398,100			
	130		398,700			
以	131		399,200			
	132		399,700			
	133		400,000			
	134		400,300			
外	135		400,600			
	136		400,900			
	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
の	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
教	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
職	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
員	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
	158		406,800			
	159		407,100			
	160		407,300			
	161		407,500			
	162		407,800			
	163		408,100			
	164		408,300			
	165		408,500			
	166		408,800			
	167		409,100			
	168		409,300			
	169		409,500			
	170		409,800			
	171		410,100			
	172		410,300			
	173		410,500			
再雇用 教職員		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考1 この表は、中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の教職員で別で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である教職員の給料月額額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 (第6条関係)

看護職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再 雇 用 教 職 員 以 外 の 教 職 員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100		
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800		
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400		
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100		
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600		
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200		
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700		
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100		
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

	89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000		
	90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400		
	91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900		
	92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300		
	93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700		
	94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100		
	95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600		
	96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000		
	97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400		
	98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800		
	99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300		
	100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700		
	101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100		
	102	289,900	320,800	353,300	371,400	397,500		
	103	290,700	321,400	353,800	371,900	398,000		
	104	291,500	321,900	354,200	372,300	398,400		
	105	292,100	322,300	354,500	372,900	398,800		
	106	292,600	322,800	355,000	373,400			
	107	293,100	323,300	355,400	373,900			
	108	293,500	323,800	355,700	374,400			
	109	293,700	324,200	356,200	375,000			
	110	294,000	324,600	356,700	375,400			
	111	294,200	324,900	357,200	375,900			
	112	294,500	325,200	357,700	376,400			
	113	294,800	325,500	358,200	377,000			
	114	295,000	325,900	358,700	377,400			
	115	295,300	326,300	359,200	377,900			
	116	295,500	326,600	359,600	378,400			
	117	295,800	326,800	360,000	379,000			
	118	296,100	327,100	360,400	379,400			
	119	296,400	327,500	360,900	379,900			
	120	296,700	327,700	361,400	380,400			
	121	297,000	327,900	361,800	381,000			
	122	297,400	328,200	362,300	381,400			
	123	297,700	328,500	362,800	381,900			
	124	298,100	328,800	363,300	382,400			
	125	298,300	329,000	363,600	383,000			
	126	298,500	329,300	364,100	383,400			
	127	298,800	329,700	364,600	383,900			
	128	299,200	329,900	365,100	384,400			
	129	299,400	330,100	365,400	385,000			
	130	299,700	330,300	365,900	385,400			
	131	300,100	330,700	366,400	385,900			
	132	300,500	330,900	366,900	386,400			
	133	300,700	331,200	367,200	387,000			
	134	301,000	331,600	367,700	387,400			
	135	301,400	332,000	368,200	387,900			
	136	301,700	332,400	368,700	388,400			
	137	301,900	332,700	369,000	389,000			
	138	302,200	333,100					
	139	302,600	333,500					
	140	302,900	333,900					
	141	303,100	334,200					
	142	303,500	334,600					
	143	303,900	334,900					
	144	304,200	335,300					
	145	304,400	335,600					
	146	304,600	336,000					
	147	304,900	336,400					
	148	305,300	336,800					
	149	305,500	337,100					
	150	305,700	337,500					
	151	306,000	337,900					
	152	306,300	338,300					
	153	306,700	338,600					
	154	306,900	339,000					
	155	307,100	339,400					
	156	307,400	339,800					
	157	307,700	340,100					
	158	308,000	340,500					
	159	308,300	340,900					
	160	308,600	341,300					
	161	309,000	341,600					
	162	309,300	342,000					
	163	309,600	342,400					
	164	309,900	342,800					
	165		343,100					
	166	310,600						
	167	310,900						
	168	311,200						
	169	311,600						
	170	311,900						
	171	312,200						
	172	312,500						
	173	312,900						
	174	313,200						
	175	313,500						
	176	313,800						
	177	314,200						
再雇用 教職員		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800

技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
	66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000

再雇用教職員以外の教職員

	67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	359,900
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	360,400
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	360,900
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	361,300
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	361,800
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	362,300
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	362,800
	77	223,200	257,400	289,200	315,200	
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	
	79	224,000	258,200	290,100	315,800	
	80	224,300	258,600	290,500	316,100	
	81	224,600	258,900	290,900	316,400	
	82	224,900	259,200	291,300	316,700	
	83	225,200	259,500	291,800	317,000	
	84	225,500	259,700	292,300	317,300	
	85	225,800	259,900	292,600	317,500	
	86	226,100	260,100	293,100	317,900	
	87	226,400	260,400	293,700	318,200	
	88	226,700	260,700	294,200	318,400	
	89	227,000	260,900	294,500	318,600	
	90	227,400	261,100	295,000	318,900	
	91	227,700	261,400	295,500	319,200	
	92	228,000	261,600	295,800	319,500	
	93	228,200	261,900	296,200	319,700	
	94	228,500	262,200	296,700	320,000	
	95	228,800	262,500	297,200	320,300	
	96	229,100	262,700	297,700	320,500	
	97	229,300	262,900	298,000	320,700	
	98	229,600	263,200	298,400	321,000	
	99	229,800	263,400	298,900	321,300	
	100	230,100	263,700	299,400	321,500	
	101	230,400	264,000	299,800	321,700	
	102	230,600	264,200	300,200		
	103	230,900	264,500	300,500		
	104	231,200	264,800	300,800		
	105	231,500	265,000	301,100		
	106	232,000	265,200	301,500		
	107	232,300	265,500	301,900		
	108	232,600	265,700	302,300		
	109	232,800	266,000	302,600		
	110	233,200	266,300	303,000		
	111	233,600	266,600	303,400		
	112	233,900	266,800	303,700		
	113	234,100	267,000	303,900		
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
再雇用 教職員		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700